

滋賀県警察官支給品および貸与品条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

警察法施行令（昭和 29 年政令第 151 号）の一部改正により、警察庁警察官等に対して支給する支給品の品目から夏服スカートが削られることから、本県においても警察官に対して支給する支給品の品目から夏服スカートを削るため、滋賀県警察官支給品および貸与品条例（昭和 29 年滋賀県条例第 36 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- （1）警察官に対して支給する支給品の品目から夏服スカートを削ることとします。（第 1 条関係）
- （2）この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県警察官支給品および貸与品条例新旧対照表

旧	新
(支給品) 第1条 省略 2 警察官に任命後初めて支給品を支給する場合には、前項の規定にかかわらず、冬服、合服、夏服ベストおよび夏服ズボンまたは夏服スカートについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツおよび合ワイシャツについては3着、冬ネクタイおよび合ネクタイについては2個とする。 3 省略 第2条以下 省略	(支給品) 第1条 省略 2 警察官に任命後初めて支給品を支給する場合には、前項の規定にかかわらず、冬服、合服、夏服ベストおよび夏服ズボンについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツおよび合ワイシャツについては3着、冬ネクタイおよび合ネクタイについては2個とする。 3 省略 第2条以下 省略

議第108号

滋賀県警察官支給品および貸与品条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年6月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県警察官支給品および貸与品条例の一部を改正する条例

滋賀県警察官支給品および貸与品条例（昭和29年滋賀県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「または夏服スカート」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。